

地方拠点強化税制の拡充について

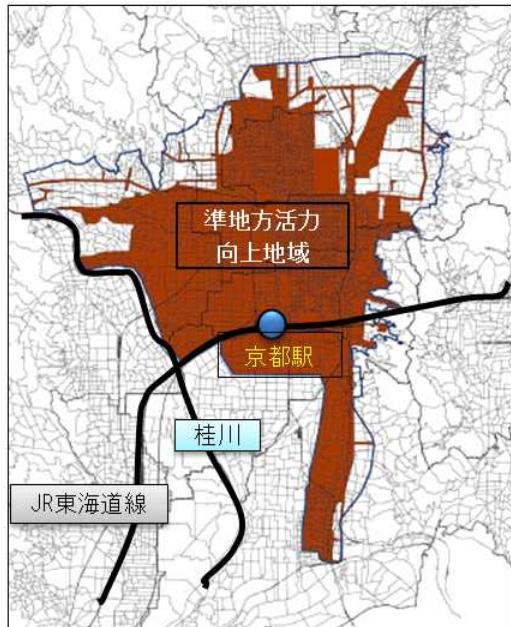
【担当省庁】内閣府、厚生労働省、経済産業省

東京一極集中の是正及び地方での安定した雇用の創出を実現するためには、首都圏に過度に集積している企業の本社機能を地方へ移転する取組が不可欠であり、地方拠点強化税制による一層の取組が必要であることから、以下のとおり対応をお願いしたい。

- 令和4年度以降における本税制の延長及び京都市全域への支援対象地域の適用
- 首都圏からの移転も含む等、東京23区内からの移転に限定しないよう「移転型」の適用要件を緩和

【現状・課題等】

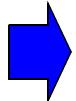
■準地方活力向上地域（京都市の一部）



※京都市の市街地のほとんどが準地方活力向上地域となっており、

- ①当該地域内に本社機能を置く多数の有力企業が本社機能等の拡充を行う際に地方拠点強化税制の優遇を受けることができない。
- ②東京23区以外の地域からの本社等の移転は支援対象外であるため、企業からの関心の高い地域であるにもかかわらず、首都圏を含む府外からの本社移転が進みにくい。

現状



<移転型>

- ・東京23区内からの移転

*平成30年度税制改正により対象化



<拡充型>

- ・東京23区以外からの移転
- ・域内での機能拡充、新設

京都府の担当課	商工労働観光部 産業立地課(075-414-4848)
---------	-----------------------------

【国の事業等】

■税制支援措置

	拡充型事業	移転型事業
設備投資減税	特別償却15% 又は税額控除4%	特別償却25% 又は税額控除7%
雇用促進税制	地方の事業所における雇用者増加数1人当たり最大30万円の税額控除（法人全体の雇用者増加数が上限）	地方の事業所における雇用者増加数1人当たり最大50万円の税額控除（法人全体の雇用者増加数が上限）に加え、地方の事業所の雇用者増加数1人当たり最大40万円（最大3年間）を税額控除

■まち・ひと・しごと創生基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)

▶ 地方への移住・定着の推進

建物の取得や従業員の雇用等に係る税制（地方拠点強化税制）や、企業の移転、人材確保に係る地方公共団体の取組への支援等の在り方について、感染症の影響下におけるビジネス環境の変化や企業動向等を踏まえた検討を行い、企業の本社機能の地方移転等の更なる推進を図る。

【京都府の取組】

■地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（全て「拡充型」）11件を令和2年度までに認定

ヤマウチ株（福知山市）、株村田製作所（長岡京市）、株ユーシン精機（京都市）、日本電産株（本社／京都市、向日市）、日本電産株（研究所／精華町）、株金山精機製作所（京都市）、株ファーマフーズ（京都市）、ケイコン株（京都市）、中島工業株（城陽市）、日本電産株（向日市）、株kamogawa（京都市）

■京都府の本社等誘致の取組

- ▶ 京都産業立地戦略21 特別対策事業費補助金（令和3年度予算1,680百万円）
- ▶ 特定業務施設等の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（②～）

■京都市の準地方活力向上地域内に本社機能等を有する主な企業

京セラ株、株SCREENホールディングス、オムロン株、NISSHA株、任天堂株、株トーセ、ローム株、日本新薬株、株島津製作所、日東精工株、日新電機株、株ニッセンホールディングス、株ワコールホールディングス、三洋化成工業株、SGホールディングス株、宝ホールディングス株、ワタベウェディング株、ニチコン株、株ジーエス・ユアサコーポレーション、村田機械株、株堀場製作所 等